



「次世代人工知能・ロボットの中核となる インテグレート技術開発」 公募説明

2020年2月18日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI部

内容	時間
◆ プロジェクト概要	5分
◆ 公募について	30分
◆ 質疑	25分

アウトカム目標

これまで開発・導入が進められてきた人工知能モジュールやデータ取得のためのセンサー技術、研究インフラを活用しながら、これらをインテグレートして

- 従来の人による管理では達成できない更なる**省エネ効果**を得る。
- 人工知能技術の社会実装を加速し、それによりもたらされる**新たな市場のシェア**を他に先行しいち早く獲得する。

CO2排出量削減効果	670万トン(2030年)
市場獲得	17兆2000億円(2030年)

プロジェクト概要： 事業内容

アウトカム目標達成のため、下記の2つの研究開発に取り組む

①人工知能技術の社会実装に向けた研究開発・実証

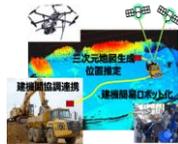
「生産性」、「空間の移動」等の重点分野において、アジャイル型開発により人工知能技術を社会実装。



ものづくり現場の手戻り低減



風力発電の効率向上



土木建築の自動化



店舗経営支援



プラント保全



移動の効率化

事例・データ

方法・ツール

②人工知能技術の適用領域を広げる研究開発

人工知能技術の開発を加速化し、早期社会実装を実現するための技術を開発。

- ②-1 人工知能技術の導入加速化技術
- ②-2 仮説生成支援を行う人工知能技術
- ②-3 作業判断支援を行う人工知能技術

事業規模

・事業費総額	17億円（2020年度）
・NEDO予算総額	84億円（予定）
・実施期間	2018～2023年度（6年間）

公募について

2020年度公募内容

2020年度は研究開発項目②－1及び②－3を公募して委託する

① 人工知能技術の社会実装に向けた研究開発・実証

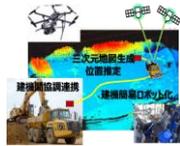
「生産性」、「空間の移動」等の重点分野において、アジャイル型開発により人工知能技術を社会実装。



ものづくり現場の手戻り低減



風力発電の効率向上



土木建築の自動化



店舗経営支援



プラント保全



移動の効率化

事例・データ

方法・ツール

② 人工知能技術の適用領域を広げる研究開発

人工知能技術の開発を加速化し、早期社会実装を実現するための技術を開発。

②-1 人工知能技術の導入加速化技術

人工知能技術を社会に導入するまでの期間を短縮する技術を開発。導入期間短縮を目指す。

②-2 仮説生成支援を行う人工知能技術

②-3 作業判断支援を行う人工知能技術

ものづくり現場において、人の判断を支援する人工知能技術を開発。生産性向上を目指す。

研究開発小項目②-1 「人工知能技術の導入加速化技術」

省エネルギー等エネルギー需給構造の高度化に資する人工知能の導入を加速化するため、人工知能導入時のソリューション探索技術、複雑系データへのアノテーションの効率化、ハイパラメータ自動探索、半教師あり学習、転移学習活用等の**人工知能の開発時間を短縮する技術を開発**する。

【最終目標】(2023年度)

人工知能技術の導入者が業務分析・施策仮説から人工知能モジュールを現場に導入するまでの導入期間を1/10に短縮する。

【想定する技術開発内容】

ニューラルアーキテクチャサーチ、メタ学習、ハイパラメータ探索、コストと性能のようなトレードオフ関係を表すパレート最適解の導出等の**機械学習を自動化する技術**を開発する。

研究開発小項目②－3 「作業判断支援を行う人工知能技術」

(ii) 製造における非熟練者の判断を支援する人工知能技術の開発

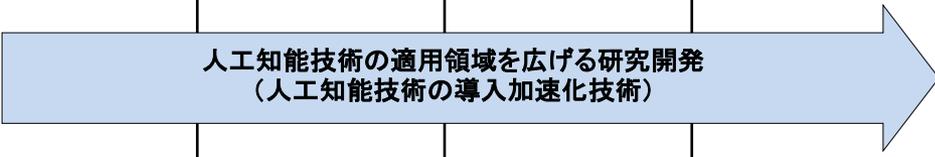
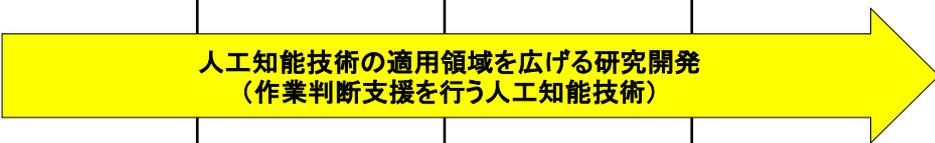
製造現場における、切削、鋳造、鍛造、積層造形等の加工方法の選択や、急な欠品や故障、特急品対応等の状況変化に応じた生産計画変更などの、判断業務の際に考慮すべき事項は、個社内の熟練の生産技術者の暗黙知となっているが、こうした知見を有する熟練者の絶対数が不足している。また、生産のグローバル化に伴う新興国での生産や、製品ライフサイクルの短命化に伴う生産計画変更の頻繁化に伴い、従来の人手頼みの方法では限界に到達している。そこで、**熟練者の判断をモデル化し非熟練者の判断を支援する人工知能技術を開発するとともに、製造現場での検証を行う。**

【最終目標】(2023年度)

ものづくり現場において、人の判断を支援する人工知能技術により特定の工程の生産性を30%向上する。

【想定する技術開発内容】

加工工程の中でも、**加工方法の選択肢や設定すべきパラメタが多いために、熟練者の暗黙知への依存度が高い、研削、研磨等の工程において、熟練者の判断をモデル化し非熟練者の判断を支援する人工知能技術を開発する。**

	2020	2021	2022	2023
研究開発項目② (小項目②-1)	 人工知能技術の適用領域を広げる研究開発 (人工知能技術の導入加速化技術)			
研究開発項目② (小項目②-3)	 人工知能技術の適用領域を広げる研究開発 (作業判断支援を行う人工知能技術)			
評価時期	中間評価			事後評価

実施期間 2020 ～ 2023年度（4年以内）

なお、当初契約期間は2020年度の1年間のみとする。

研究テーマ規模 研究開発項目②-1 ：年間約250百万円
研究開発項目②-3 ：年間約 50百万円

研究開発項目②-1については、本年度事業規模約250百万円において単独又は複数の研究開発テーマを採択予定。

研究開発項目②-3については、本年度事業規模約50百万円において単独又は複数の研究開発テーマを採択予定。

なお、**契約額は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額することがある。**

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等（大学、研究機関を含む）とします。

- (1) **人工技能技術及び人工知能技術と融合させる関連技術**（ロボティクス技術、材料・デバイス技術等）、若しくは人工知能技術のみについての**研究開発の実績**を有し、かつ、**産学官の連携**により研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。特に「**アジャイル型**」の研究開発・実証を行う研究管理能力を有すること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。特に**人工知能技術の社会実装を行う上で必要となる主体の協力を得る体制**を構築し、研究開発を実施できること。例えば、人工知能技術の適用において利用側の要望を把握しているユーザー企業、新しい制度運用時のリスクを評価できる専門家（経営・金融・保険、法律家、医師等）、実証のフィールドを提供できる自治体等の協力が得られること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。
なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。その場合、適切な執行管理の観点から、プロジェクトの受託等にかかる事務処理が可能な窓口又は代理人が国内に存在することを原則とする。

N E D Oは、提出された提案書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書類の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

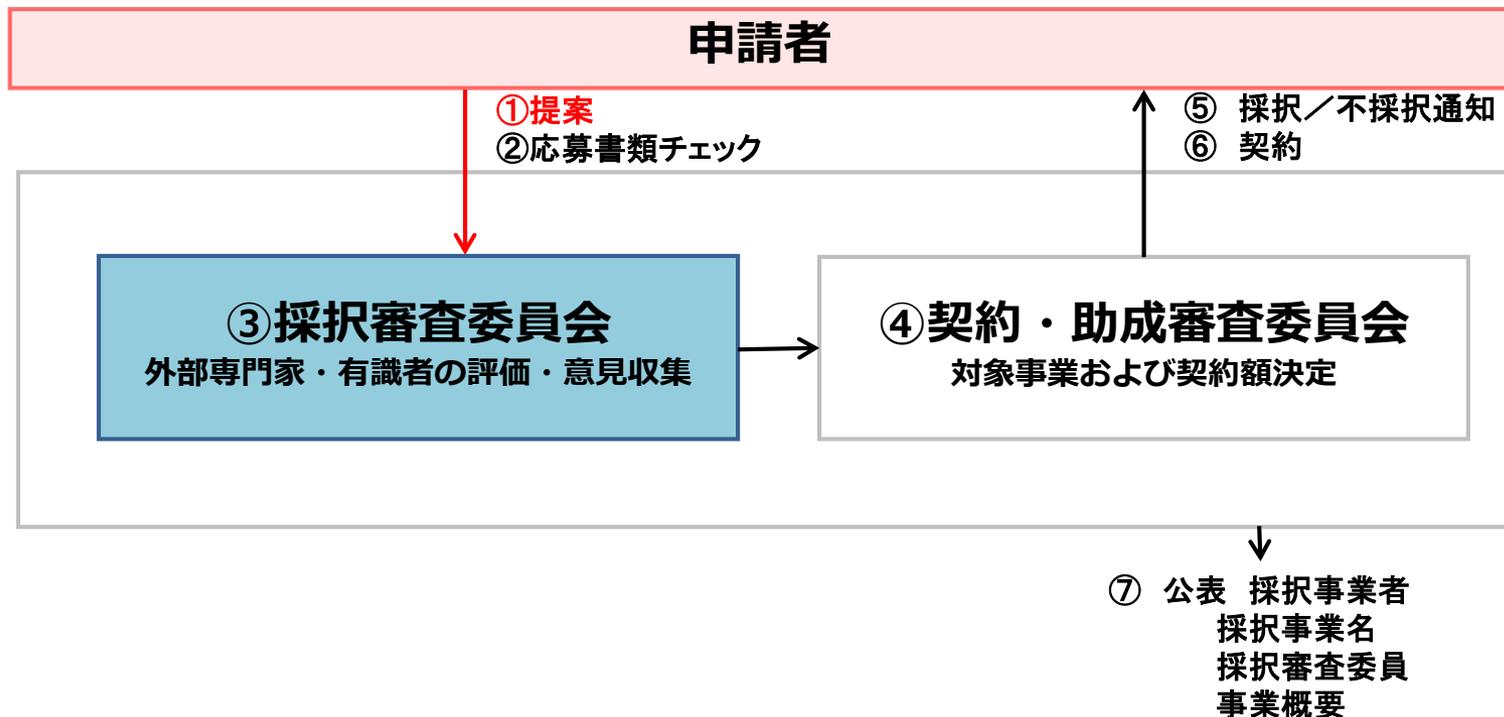
採択審査方法

委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。



外部有識者によるヒアリング実施予定：2020年4月中旬

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか
- ii. 提案された方法に**新規性・独創性**があり、技術的に優れているか、研究開発のアウトプットは**明確**か
- iii. 提案された技術の用途が明確化されているか。研究開発の成果を広く展開することで国民生活や経済社会への波及効果が期待されるか。その技術は、実用性、有用性において**人工知能技術の将来における社会実装を飛躍的に進展させる**ための革新的な内容になっているか
- iv. 提案された技術開発の成果について、**市場評価等を得ながらより高次の目標設定を行えるような研究開発計画**となっているか。（例えば、研究期間の中間で研究小項目の目標が達成できる計画となっており、研究が完了した技術の市場評価等を行い、より高次の目標設定を行う計画が含まれているか）
- v. **公的資金**を用いて実施するに当たり適切な提案となっているか
- vi. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- vii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- viii. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同実施先等を含めた実施体制等）

- ix. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

x. 総合評価

なお、採択審査における iii.提案技術の用途、v iii.応募者の能力の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること等）を付す場合があります。

- 提案された技術開発の成果について、市場評価等を得ながらより高次の目標設定を行えるような研究開発計画とする例
 - 研究期間の途中で研究小項目の目標が達成できる計画となっており、研究が完了した技術の市場評価等を行う場合、その旨を明記ください。

▼ 中間評価

	2020FY	2021FY	2022FY	2023FY
●●の開発 (担当:□□)	●●の開発	○○の開発 ●●の市場評価		○○の市場評価
●●の開発 (担当:△△)	●●の開発		●●の開発	
●●の実証 (担当:△△)				●●の開発実証
予算 (百万円)	○○	○○	○○	○○

- 2020年 1月31日（金） : 公募開始
- 2月17日（月） : 公募説明会（会場：NEDO関西支部）
- 2月18日（火） : 公募説明会（会場：NEDO川崎本部）
- 3月11日（水） : 公募締め切り
- 4月中旬（予定） : 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 4月下旬（予定） : 契約・助成審査委員会
- 5月上旬（予定） : 委託先決定・公表
- 6月下旬（予定） : 契約締結

【留意事項】

契約

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

(2) 再委託・共同実施を行う場合

再委託費・共同実施費の額は、原則として契約金額（再委託先・共同実施先が複数の場合は、再委託する当該再委託先・共同実施先との契約金額とする。）の50%未満とします。

(3) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(4) 研究開発計画の見直しや中止

中間評価等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）抜粋 資産に関連する部分

大学・国立研究開発法人等の場合

（取得財産等の管理等）

- 第20条** 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した**取得財産**（建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）**の所有権は**、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって**乙に帰属する**ものとする。
- 2 乙は、第1項に規定する乙に帰属する取得財産について、本契約が終了するまで取得財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。ただし、甲から貸与された甲が所有し、又は甲が第三者から借用している財産（以下「貸与財産」という。）については、貸与された日から甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日まで管理するものとする。
- 3 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、標示票を貼付して管理しなければならない。
- 4 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、次の各号に掲げる事項を全て満たす場合、前項ただし書による甲の承認を得たものとみなし、取得財産を当該委託業務以外の研究や教育活動などに使用することができるものとする。
- 一 当該委託業務の推進に支障がないこと。
 - 二 使用目的は、収益事業ではないこと。
 - 三 資産の使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とすること。
 - 四 甲が当該委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。
- 6 乙の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託期間終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、乙の負担とする。
- 7 第3項、第4項及び第6項の規定は、乙が委託業務の実施のため、その実施場所に設置して使用する貸与財産の管理について準用する。
- 8 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物(以下「副生物」という。)の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。
- 9 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。
- 10 乙は、前項の規定により副生物を処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

業務委託契約約款抜粋__資産に関連する部分①

企業の場合

（取得財産の管理等）

- 第20条** 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。）のうち、**取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権**は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって**甲に帰属する**ものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。
- 2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産の所有権**については、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって**乙に帰属する**ものとする。
- 3** 乙は、取得財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、第1項に規定する甲に帰属する取得財産について、乙が管理する期間は、乙が財産の検収又は竣工の検査をした日から甲の指示に基づき甲が指定する相手先に引き渡す日までとする。
- 4** 乙は、取得財産について他の財産と区分するために、標示票を貼付して管理しなければならない。
- 5** 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- 6** 乙の取得財産の管理に要する経費のうち、委託業務の実施に要した経費として甲に認められた費用以外の費用及び委託期間終了後又は本契約が解除された場合の解除された日以降の費用は、乙の負担とする。
- 7** 乙は、取得財産のうち、第1項に規定する甲に帰属する取得財産については、別途、甲が指示する日までに、甲が指示する方法により、甲に報告しなければならない。なお、乙は、報告した取得財産についてその設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ甲に報告しなければならない。
- 8** 第3項から第7項までの規定は、乙が委託業務の実施のため、その実施場所に設置して使用する財産であって甲が所有し、又は甲が第三者から借用しているものの管理について準用する。
- 9** 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。
- 10** 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。
- 11** 乙は、前項の規定により副生物を処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

業務委託契約約款抜粋__資産に関連する部分②

企業の場合

（取得財産の譲渡）

第20条の2 甲は、第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産及び甲が乙に本委託業務における使用を許諾した甲所有の財産（以下本条において「取得財産」という。）を、**委託業務の完了後又は委託期間終了後**（第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了後又は委託期間終了後。以下同じ。）、**甲が提示する譲渡価格をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける**ものとする。

2 前項に基づき、乙が取得財産を譲り受ける場合において、乙が取得財産を委託業務に関連して使用するときは、甲は委託業務の完了後又は委託期間終了後も取得財産を乙が使用することを認めるものとする。ただし、甲が使用停止を指示した場合は、この限りでない。

3 甲が提示する譲渡価格は、委託業務の完了の日又は委託期間の終了日（第9条に規定する継続申請に基づき契約した場合は、その契約の委託業務の完了の日又は委託期間の終了日、以下「事業終了日」という。）における次項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第37条、第38条又は第39条の規定により契約が解除されたときはその解除された日を事業終了日と読み替える。

4 譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、平成19年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。

【算定式】譲渡価格 = 取得価額 - (年償却額 × 経過年数 + 年償却額 × 端数月数 ÷ 12)
 ≥ 取得価額 × (5 ÷ 100)

5 乙は、取得財産の譲渡に関し、甲が指定する期限までに、様式第21による取得財産の処分に関する確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。なお、乙は、有償譲渡に適さない取得財産がある場合は、確認書にその処分方法及び理由を記載して、提出することができる。

...

【留意事項】

知財等の運営・管理

- ・ 「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」における知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添8を御覧いただき、内容をご理解ください。
- ・ 産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・ 本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。
- ・ 基本計画5.(1)③に記載の通り、特に協調領域の知財のプロジェクト実施者に対する許諾等の運用に関して、**研究開発成果の最大化を考慮した運用**を行います。

- ・ データマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添9を御覧いただき、内容をご理解ください。

（別添8）「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」における知財マネジメント基本方針
（別添9）NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

- 外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
 - 研究開発期間中に技術・貨物を輸出する可能性がある場合、安全保障貿易管理体制（輸出管理体制）を構築ください。（原則、契約時に構築完了ください）

- SBIRとは
 - 目的：中小企業技術革新制度（SBIR制度）は、中小企業者及び事業を営んでいない個人（以降「中小企業者等」という。）の皆様の新たな事業活動の促進を図るものです。国の研究開発事業について、中小企業者等の皆様に御参加いただく機会の増大を図るとともに、それによって得られた研究開発成果の事業化を支援します。
 - 対象：中小企業者（及び事業を営んでいない個人）
- メリット

- ①特許料等の減免【審査請求手数料・特許料が1/2】
- ②中小企業信用保険法の特例【債務保証枠の拡大】
- ③日本政策金融公庫の特別貸付【特別利率】
- ④中小企業投資育成会社法の特例【投資対象の拡大】
- ⑤技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大【上位ランクへの参加が可能】
- ⑥ビジネスチャンスに繋がるPRの場「特設サイト」の提供

参考URL

<http://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>

e-Rad申請手続

本事業への申請は

- ・ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請
- ・ N E D O への申請（提出書類一式のアップロード）

の両方が必要です

e-Radシステムによる申請は事前に研究機関及び研究者の登録が必要です
連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です

（事前登録に2週間程度必要です。早めの登録をお願いします）

☆ e-Radによる申請手続きを行わないと
本事業への申請ができませんので、
十分留意してください

e-Radポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

申請手続について②

The screenshot shows the e-Rad website with the following elements:

- Header: e-Rad 府省共通研究開発管理システム (Research and Development)
- Navigation: ホーム, お問い合わせ先, サイトマップ, English
- News Section:
 - 最新のお知らせ: 最新の募集公募の更新 (2014/04/07)
 - e-Radシステムからのお知らせ: システム改修及び推奨環境の変更等について (2014/04/04)
 - 配分機関からのお知らせ: 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正について (2014/02/18)
- Right Sidebar: e-Radへのログイン, お知らせ, システム概要, ご利用に当たって, システム利用に当たっての事前準備 (highlighted with a red box), 研究機関はこちら, 研究者はこちら, 研究機関登録後の各種手続, 本システムで対象となる公募一覧, リンク集, ヘルプデスクへのお問い合わせ, 体験版 (highlighted with a yellow box), よくある質問と答え, 科研費電子申請システムについて
- Bottom Section: 研究者向けページ, 研究機関向けページ, 配分機関向けページ (all highlighted with a red box)

e-Radページ内に「体験版」があります。登録完了までの流れを、一度体験されることをお勧めします。

e-Rad システム運用担当

申請者

e-Rad システム

(1) 登録申請 (郵送)

(2) 電子証明書 (メール)

(3) ログイン情報 通知書 (郵送)

(4) 電子証明書 インポート

(5) 研究代表者ID とパスワード

(6) 公募 申請書 作成

(7) 申請書 印刷

提出手続きについて

応募事業を間違えないように
ご注意ください。

【配分機関名】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合
開発機構

【公募名】

次世代人工知能・ロボットの中核となるインテ
グレート技術開発

2020年3月11日(水)正午までに、
全ての申請手続きを完了してください。

※e-Rad上の締め切りがいかなる日に設定
されていても、2020年3月11日(水)正午ま
でに登録を終え、「e-Rad応募内容提案
書」を含めた提案書類一式をNEDOに申請
書を提出しておく必要があります。

e-Rad 府省共通研究開発管理システム

ホーム
お問い合わせ先
サイトマップ

ホーム > [本システムで対象となる公募一覧](#) > [現在募集中の公募一覧](#)

本システムで対象となる公募一覧

現在募集中の公募一覧

表タイトルをクリックすると並び替えが可能です。

公開日	配分機関名	公募名	応募単位	受付開始日	受付終了日	機関承認の有無	公募内容	公募対象
2015/09/18	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	「次世代ロボット中核技術開発」(調査研究・先導研究)に係る公募について	研究者	2015/09/18 0:00	2015/10/19 2:00	無	委託研究	企業(団体等を含む)

プライバシーポリシー | サイトポリシー

Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

(1) 提出期限：2020年3月11日（水）正午
(アップロード完了)

Web入力フォームから、必要情報の入力と提案書類等のアップロードを行ってください。

Web入力フォーム：<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1779>

※応募者の提案書類作成のための時間をなるべく長く設定する観点から、環境負荷が少なく、定型的な入力ミスをなるべく排除することができ、また、入力されたデータが自動的に一覧化されること等により事務処理の効率化にも有効なWebフォームのみを採用することとしました。

※再提出は期限内なら何度でも可能です。ご提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、**全資料を再提出**してください。

※送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまで期限内に完了させてください。入力・アップロード等の操作途中で期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

※通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※提出された提案書類を受理した場合は、提案書類受理通知メールを提案者に送信します。送信ボタン後に**自動送信されるメールは、提出があったという確認であり、受理通知ではありません。**

※同一法人から複数の提案がある場合にNEDOが区別できるよう、所属を記載ください

×：法人名：○○大学

法人名：○○大学 => 後の提案のみ有効となるリスクあり

○：法人名：○○大学 XX学部

法人名：○○大学 YY学部

提出資料の不足がないようチェックをお願いします

提出書類は以下の書類を指します。

別添2及び別添3はEXCEL形式で、その他はPDF形式で、一つのzipファイルにまとめて提出ください。

- 提案書類 ※提案書類は以下の別添1～5を指します。
 - 別添1 「提案書の要約版、本文」 (Word)
 - 別添2 「提案基本情報及び経費概算表」 (Excel)
 - 別添3 「研究開発責任者候補 研究経歴書」 (Excel)
「主要研究員 研究経歴書」 (Excel)
 - 別添4 「研究開発成果の事業化計画書」 (Word)
 - 別添5 「研究開発テーマ説明資料」 (PowerPoint)
- 別添6 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」 (Word)
- 別添7 「若手研究者 (40歳以下) 及び女性研究者数の記入について」 (Word)
- 別添8 「NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票」 (Word)
- 会社案内
- 直近の事業報告書 (企業のみ)
- 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) (3年分、企業のみ)
- e-Rad 応募内容提案書

応募資格を有しない者の提案書類又は不備がある提案書類は受理できません。
十分にご確認の上、ご提出ください。

本説明会以降の問い合わせは、下記にて受け付けます。

ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

「次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発」担当 宛

[電子メール : ai100145@nedo.go.jp](mailto:ai100145@nedo.go.jp)

